

道の駅るもいカフェ出店者募集要項

1 趣旨

道の駅るもいは、高規格幹線道路「深川・留萌自動車道」留萌ICに近接し、国道の交通結節点に位置する都市公園「るしんふれ愛パーク」の立地と施設機能を十分に活用しながら、令和2年度より、アンテナショップやチャレンジショップのほか、授乳室、おむつ・液体ミルク自販機などの子育て応援設備の設置、留萌地域の情報を一元的に集約した「観光コンシェルジュブース」の設置など、従来の都市公園に地域の交流と情報発信拠点としての機能を強化し、交流人口の創出に取り組んできたところでもあります。

現在、親子や家族で時間を過ごせるくつろぎの「空間」と地域特産品等の「魅力」を発信する、道の駅るもいの新たな「交流拠点」として、「屋内交流・遊戯施設（仮称）」を建設しています。（令和4年春オープン予定）

この新施設の中で、飲食の提供により、道の駅るもい来訪者へ「くつろぎの空間」を提供いただける出店者を募集します。

【屋内交流・遊戯施設（仮称）の基本コンセプト】

- (1) 親子や家族連れをターゲットとした、遊びの空間を創出
- (2) 観光客や近隣からの来訪者に、市内の観光、遊び場、飲食、買物などの情報を提供
- (3) カフェ、休憩場所、アンテナショップを併設し、地域住民や観光客との交流の場のほか、子どものイベント広場として開放

2 店舗概要

(1) 店舗位置	別紙のとおり
(2) 面積	厨房13.48㎡、飲食スペース30.76㎡
(3) 営業期間	4月から3月まで (令和4年度は屋内交流・遊戯施設（仮称）オープン日から) ※土曜日、日曜日、祝日を除き、定休日（毎週1日）を設けることができます。
(4) 営業時間	屋内交流・遊戯施設（仮称）開館時間である午前9時から午後5時までの間で営業 ※季節やイベント等に応じて、延長・短縮について随時協議します。
(5) 基本設備	天井照明、排気ファン、分電盤、2槽シンク、手洗い器、コールドテーブル作業台（冷蔵庫／冷凍庫）、カウンター、カウンター吊棚、テーブル4台、イス12脚
(6) 持込備品（任意）	レジ、冷蔵庫、電子レンジ、フライヤー、コーヒーメーカー、増設棚、券売機など
(7) 電気容量	70アンペア 〔 コンセント11個 単相100V 2口×10個 〕 〔 単相200V 1口×1個 〕
(8) 火気	ガスコンロ又はIH調理器を基本とする。

3 出店資格及び条件

- (1) 市内に住所を有する個人又は市内に主たる事務所を有する法人その他団体であること。
- (2) 施設利用者に応じた飲食提供を行うこと。
- (3) 飲食物は地場産品も活用し、創意工夫により留萌地域の魅力発信に努めること。
- (4) 営業に際し必要な許認可、免許等を有すること。
- (5) 施設管理者や関係者等と協調、協力できること。
- (6) 安定した経営能力、優良なサービスを提供できる能力を有すること。
- (7) 道の駅の整備目的を理解し、管理運営に協力的であること。
- (8) 留萌市税等（本市において課税されている市税のほか、介護保険、後期高齢者や医療制度の保険料、上下水道料金及び受益者負担金、市有地貸付料（転貸料を含む。）に滞納がないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てをしていないもの又は申立てをされていないものであること。
- (10) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないもの又は申立てをされていないものであること。
- (11) 暴力団関係組織又は、その他反社会的暴力活動を行う団体の関係者及びその組織構成員等でないこと。
- (12) 過去の営業において法令に違反し、罰則等を受けたことがないものであること。

4 出店期間等

- (1) 出店期間
令和4年度～令和6年度（原則3年間）
※期間は更新することができます。
- (2) 賃料
月額32,000円（予定）
※敷金、権利金は必要ありません。
- (3) 諸費用
賃料のほか、共益費、使用量に応じた電気料、上下水道料の負担を予定。

5 出店者が負担する経費

賃料等以外に出店者が各自負担する経費は次のとおりです。

- (1) ゴミ処理に関する費用
- (2) 当該店舗の清掃、消毒に関する費用
- (3) 消耗品、その他調理・販売に必要な備品、設備に関する費用
- (4) サインの設置や販売に係るポップ作成など、営業広告等に関する費用
- (5) その他店舗の運営にかかる費用

6 応募方法

- (1) 提出書類

応募者は、以下に定める書類を郵送又は持参にてご提出ください。なお、必要な様式は留萌市ホームページからダウンロードできます。

- ① カフェ利用申込書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ 市税等納付状況調査同意書（様式第3号）
- ④ その他
 - ア 個人の場合
住民票
 - イ 法人の場合
 - ・ 登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）
 - ・ 役員等氏名一覧表（北海道警察への照会に使用します）

(2) 募集期間

令和3年9月8日（水）から令和3年10月20日（水）まで

(3) 提出先

〒077-8601 留萌市幸町1丁目11番地

留萌市地域振興部政策調整課

（持参の場合は、土曜日、日曜日及び休日を除きます。）

(4) 内容に関する質疑等

説明会における質疑のほか、次の方法で提出してください。電話又は口頭による質疑は受け付けません。

① 提出方法

(3)の提出先へ郵送、持参のほか、電子メール（kikaku@e-rumoi.jp）又はFAX（0164-43-8778）で受付します。

② 質疑受付期限

令和3年9月29日（水）まで

③ 回答方法

提出者へ書面による回答のほか、原則、留萌市ホームページで回答内容を公表します。（提出者が特定される箇所及び内容は公表いたしません。）

7 審査

(1) 審査方法

- ・ 提出された書類による審査とし、必要に応じ面接審査を行う。
- ・ 審査は、留萌市職員により構成する選定委員会が行う。

(2) 審査基準

- ・ 道の駅るもい「屋内交流・遊戯施設（仮称）」のコンセプトに沿っているものであるか。
- ・ 3で掲げる出店資格及び条件に該当するか。
- ・ 魅力的な商品の提供など、道の駅の集客に資するものであるか。
- ・ 業務を実施するための適切な事業計画・資金計画であるか。

(3) 審査結果

- ・ 審査結果は応募者全員に通知し、選定された出店者をホームページにて公表します。
- ・ 審査結果についての質問や異議申立ては受付しません。

8 出店までのスケジュール

令和3年9月 8日 (水)	募集開始
9月17日 (金)	説明会 (18:00開始)
9月29日 (水)	質疑受付期限
10月20日 (水)	出店応募書類提出期限
10月 下旬	書類審査・面接審査・出店者決定
11月 上旬	通知・公表
令和4年 春	屋内交流・遊戯施設 (仮称)、カフェ オープン

9 出店に関わる諸手続

- (1) 出店に関わる関係行政機関との調整や必要となる資格申請は、出店者が行ってください。
- (2) 食品営業許可等の申請料金は出店者の負担となります。
- (3) 各種申請の許可が下りず、出店ができなくなった場合に生じるあらゆる損失や不利益について、市は一切の責任を負いません。
 - ① 飲食の営業許可申請について
 - ・ 出店内容を管轄保健所に相談してください。出店後も、内容を変更する場合は適宜保健所への相談が必要になります。
 - ・ 管轄保健所へ一般営業許可を申請・取得し、営業許可証のコピーを市に提出してください。なお、許可を得られない場合は出店を取り消します。
 - ・ 食品衛生責任者の氏名を店内に掲示してください。
 - ② 保険加入について

食中毒や出店者が原因である事故等については、自己責任で賠償等に対応いただきますので、出店者において生産物賠償責任保険 (PL保険) や火災保険等へ加入してください。

10 店舗設備の注意事項

- (1) 販売に関する必要物品や装飾等について
 - ・ 販売に必要な備品、物品などは出店者が用意・設置してください。
 - ・ 装飾品などは、地震による落下や転倒、移動が起きないように固定してください。ただし、店舗に傷や跡が残る固定はできません。
- (2) 電気設備について
 - ・ 店舗内の通電は24時間となっています。営業時間外は不要な電源を切るなど、適切な管理をお願いします。
 - ・ 電気容量に限りがありますので、容量を超えて機材等を使用するときは、事前にご相談ください。

※電気容量の変更に係る費用は出店者の負担となります。また、退去時は出店者の負担で現状復旧する必要があります。

- (3) 電話回線・インターネット回線
 - ・ 厨房内に受口が設置される予定です。必要な機器は出店者において準備し、使用手続きを行ってください。
- (4) 給排水について
 - ・ 排水管の詰まりなどで復旧工事が必要となった場合は、作業費用を請求します。また、復旧工事により施設に影響が生じた場合は、復旧までの損失補填料も併せて請求します。
- (5) 調理・火気の取扱について
 - ・ 店舗の利用内容に応じ、消火器を各自で用意してください。
 - ・ 適宜、換気扇を回すなど、換気を行ってください。
- (6) ごみ処理について
 - ・ 関係法令を遵守し、各自で適切な処理を行い、環境美化に努めてください。

11 出店期間の注意事項

- (1) 利用中の安全確保は各自で行ってください。
- (2) 店舗内の適切な管理と、周辺部の美化、清掃活動にご協力願います。
- (3) 店舗を汚損、破損した場合は、速やかに市へ報告してください。
- (4) 店舗や基本設備を故意又は過失によって破損した場合、退去時に激しい損傷、破損が確認された場合は、別途費用を請求します。
- (5) 販売を行う場合は、返品・交換の対応ができるよう責任の所在をはっきりさせ、お客とのやり取り、クレーム等のトラブルについては出店者側で対処してください。
- (6) 混雑時は、利用者の誘導整理を行い、歩行者の動線確保に努めてください。
- (7) 天候悪化等の事情による危険回避のため営業中止指示を行う場合があります。その際は必ず指示に従ってください。なお、営業中止指示によって生じるあらゆる損失や不利益について、市は一切の責任を負わないものとします。
- (8) 法令や行政官庁の指導を遵守いただくとともに、公序良俗に反する物品の提示、提供、販売等は許可しません。

12 利用の取り消し等

出店者が次のいずれかに該当したときは、カフェの利用の取り消し、若しくは条件を変更し、又は利用の中止若しくは退去を命じます。その際に生じるあらゆる損失や不利益について、市は一切の責任を負いません。

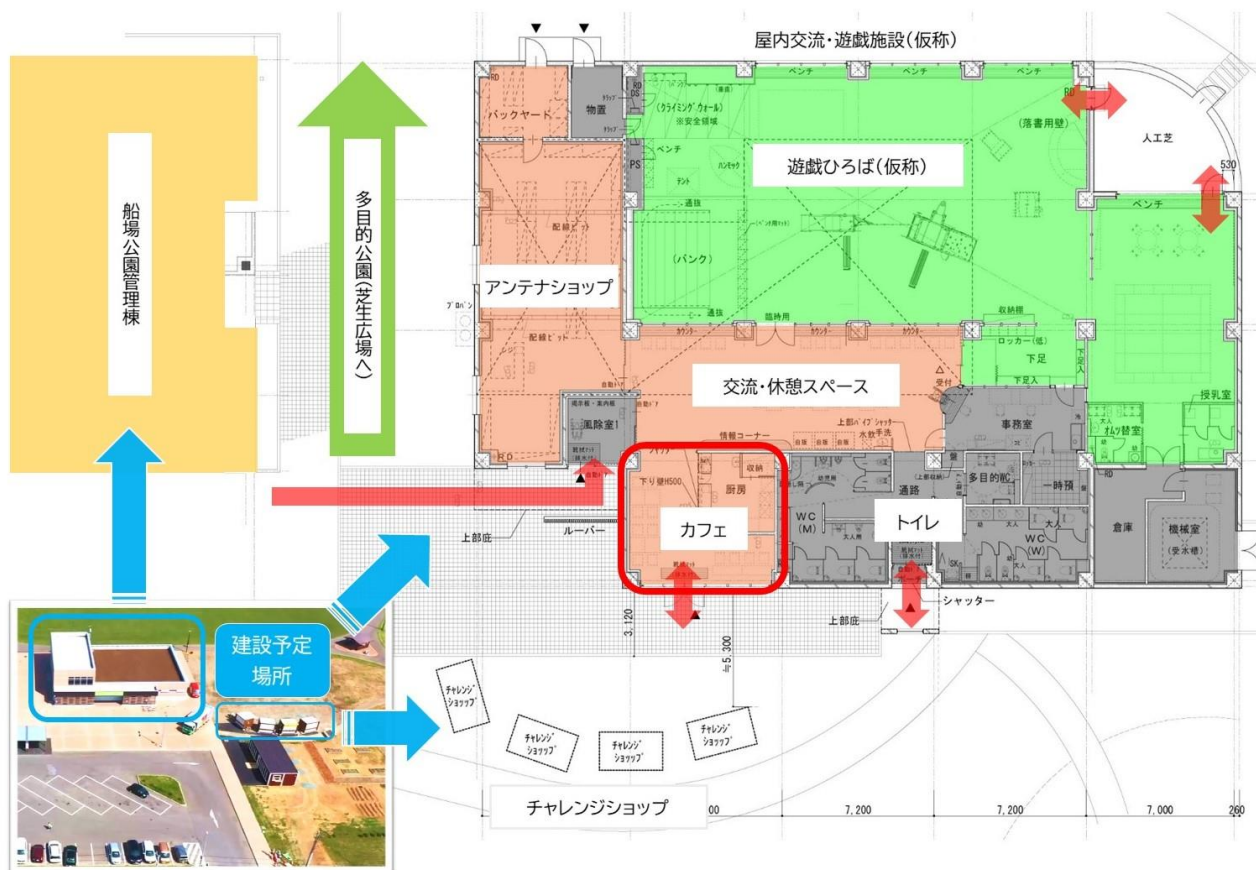
- (1) 市の令和4年度歳入歳出予算が成立しなかった場合
- (2) 申込書（関係書類を含む。）の内容に虚偽の記載があった場合
- (3) 出店資格を満たさなくなった場合
- (4) カフェを目的以外に利用、又は利用する権利を譲渡、若しくは転貸した場合
- (5) 店舗の改造、穴あけ、くぎ打ち、塗装、過度な装飾をした場合
- (6) 呼び込み販売及び指定された場所以外で立売りを行った場合

- (7) 拡声機の使用、店舗外に向けて音楽を流す行為を行った場合
- (8) 政治活動、宗教活動等の勧誘活動を行った場合
- (9) 店舗内で喫煙（電子タバコも含みます。）した場合
- (10) 暴力団又はその構成員が利用した場合。その他、暴力団の活動の利益となる行為を行った場合
- (11) その他不適切な事項が認められた場合

13 その他

- (1) 映像撮影・写真撮影等について
 - ・ 撮影の際はプライバシーに配慮し、トラブルが起きないように出店者自身の責任で対応願います。
 - ・ 取材対応の際にはご協力ください。
- (2) 鍵の管理について
 - ・ 鍵は出店者自身で管理してください。
 - ・ 鍵を紛失した場合、鍵の交換費用や修理費用は出店者の負担となります。
 - ・ 複製を希望する場合には、事前にご相談ください。
 - ・ 第三者への貸与は認めません。
- (3) 安全管理について
 - ・ 各店舗の防犯、安全管理は出店者の責務で行ってください。
- (4) 売上金の管理等について
 - ・ つり銭は各出店者が用意してください。
 - ・ 売上金は出店者が管理し、営業終了時に現金を店舗に残さないでください。
 - ・ 売上金の額は、毎月10日までに指定書式にて市へ報告してください。
- (5) 出店期間終了又は退去時
 - ・ 出店期間終了又は退去する際の現状復旧、清掃は、速やかに行ってください。
 - ・ 特殊な清掃が必要となった場合の清掃費用は出店者が負担してください。

屋内交流・遊戯施設（仮称）内におけるカフェの位置図



- ※ 図の赤枠部分がカフェスペースです。
- ※ 細部は変更となる場合もあります。
- ※ 出入口の利用は、カフェを利用する方に限定するものではありません。